

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
開催日時	令和元年11月12日	開始時刻 15時30分 終了時刻 17時00分
開催場所	枚方市役所本庁舎別館4階 第2委員会室	
出席者	会長：大西委員 委員：荒委員、井上委員、枝村委員、大村委員、岡本委員、 川元委員、河野委員、仲委員、三木委員	
欠席者	富岡委員	
案 件 名	【案件】 第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について 【報告】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について	
提出された資料等の 名称	議事次第 資料1 第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 平成30年度事業進捗一覧（案） 資料2 母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について 参考資料1 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員 名簿	
決 定 事 項		
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	1 人	
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子ども青少年政策課	

審 議 内 容

【大西会長】

今年度の第1回の分科会ということで、委員の皆様の中には、前委員から交代され、初めてご出席される委員の方もおられると思います。後ほど、事務局から本日ご出席の委員のご紹介をいただいた上で、審議へと入っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日の議題に関しましては、次第が机の上にあるかと思いますが、次第としては、本分科会に諮問を受け、審議し、平成28年の3月に枚方市で策定されました。「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について」ご意見を賜りたいと考えております。その後、報告といたしまして、「母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について」事務局より説明をしていただきたいというように思っております。

なお、本日は、午後5時ごろには終了したいと考えておりますので、スムーズな進行にご協力いただき、また、活発なご議論もいただきたいというように思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から本分科会の委員のご紹介のほか、事務局の職員についてもあわせてご紹介をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

【事務局】

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき、まことにありがとうございます。事務局を担当しております子ども青少年政策課課長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、子ども青少年部長の杉浦よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】

皆さん、こんにちは。子ども青少年部長の杉浦と申します。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、本分科会にご出席いただき、まことにありがとうございます。児童福祉専門分科会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本市では、本分科会におきましてご審議いただき、平成28年3月に策定いたしました第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、ひとり親家庭等の自立を促進する取り組みを進めておりまして、委員の皆様からのご意見をいただきながら、効果的な取り組みに繋げているところでございます。

ひとり親家庭等を取り巻く状況は、依然として厳しいものがあり、ひとり親家庭等への必要な支援策を確実に届け、経済面や生活面での課題解決に繋げていくことが必要であると考えております。

本市では、本年9月に市長選挙が行われまして、伏見市長が市政を継続して担うことになりました。9月末に表明しました所信におきましては、第2子以降の保育料の無償化や中学校の全員給食など、子育て世帯への負担軽減に配慮した内容が、盛り込まれておりまして、子育て環境の充実を重点にしております。

ひとり親等の支援を担当しております、子ども青少年部といたしましても、引き続き、庁内関係部署や関係機関とさらに連携を図りながら、ひとり親家庭等の誰もが未来に希望をもって生活できるよう自立に向けた支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の分科会が今年度初めての開催となっており、また、新たに就任された委員もいらっしゃいますので、改めて、会長も含めまして委員の皆様を順にご紹介させていただきます。

本分科会の会長をお願いしております、神戸女子大学文学部教授の大西雅裕委員でございます。

[分科会委員のご紹介、事務局職員の紹介]

【大西会長】

ありがとうございます。皆様、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして、事務局から委員の出席状況及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

本日の委員の皆様の出席状況ですが、出席委員は10名で、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定に基づき、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の傍聴者は1名でございます。

【大西会長】

それでは、本日の議題へと入ってまいりたいと思います。

まず初めに、案件として、第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

[案件「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について」を、資料1に基づき説明。]

【大西会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況についての説明がありました。これまでの説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

進捗状況としては、多くが全体で102件ですね。96件94.1%が継続推進ということになっているということですね。いかがでしょうか。ちょっと余りにもこう膨大過ぎて、どっから話するかということもあるかもしれませんが。

それでは、施策目標に従って、順番に見ていければと思うんですが、そういうやり方でよろしくございますか。

まず最初に、施策目標1、子ども子育て支援、生活支援の推進というところから見ていきたいと思いますが、どうでしょう。

1、子育て環境の充実というところで、これは6ページのところの3なんかは、これは国の制度です。国の制度が変更になったということで、幼児教育・保育の無償化、消費税 10%に上がる時にこの制度が導入されるということになったんですけども。

【事務局】

今のお話で、今年の10月から国の制度で幼児教育・保育の無償化がスタートしたわけですが、昨年度は9月から、これは枚方市の独自の取り組みになるんですが、3番目以降の子どもさんの保育料を無料化するというのは、取り組みはしています。国の制度の中では、小学校行く前で保育所に子どもさん3人入れれば、3番目の子どもさん無料になっているんですけども、枚方市はそういった小学校までという年齢の部分を取っ払って、上に幾つの子どものさんがいても、上から数えて3番目の子どもさんは無料という取り扱いをしましたので、国の制度では対象にならない子どもさんも、対象となって無料となり、これは昨年9月からやっている。ちょっとご挨拶の中でも申し上げたんですが、今後、今度は2番目の子どもさんまで、無償化の対象を広げていくというのを、市長、公約で言っておりますので、これも今後どこかで実現していくということになるかと思いません。

【大西会長】

ありがとうございます。

【三木委員】

ひとり親だと、相談したくても平日になかなか行けない。また、仕事で帰りが遅くなることも多いんですが、11ページにある土日夜間電話相談事業というのは、土日夜間は、受け付けてくれるということですね。

【事務局】

はい。平日の昼間も含めて24時間、継続的に行っています。
ファミリーポートひらかたというところに委託をしています。

【三木委員】

児童虐待とかここでいいんですか。

【事務局】

それは、児童虐待を含む子どもの相談ということで、国が設置しました189という電話番号にかけていただくと、それぞれの都道府県の児童相談所につながるようになっていまして、それとはまた別になっております。

【大西会長】

よろしいでしょうか。
では、22ページ施策目標2就労支援の推進ということで、ここからの分ではどうでしょう。
何かございますでしょうか。

なければ、(2)の職業紹介機関等との連携の強化というところで、取り組み名4、母子・父子自立支援員による就業相談というところで、取り組み実績のところ児童扶養手当の更新手続を知らせる案内の中に、子ども総合相談センターのひとり親相談とハローワークひらかたの就労相談の窓口のチラシを同封し、相談窓口や利用できる制度の周知を行ったということですが、実際の実績としては、どれぐらいつながってきているかということなんですよ。ハローワークさんのほうはどうでしょう。そういうことで、チラシで見たよと言うて来はりましたでしょうか。

【河野委員】

ある程度は周知されていると思うんですけども、ハローワークひらかたの常設窓口には、生活困難者等での相談窓口になっておりまして、全体的には把握しているんですけど、ひとり親家庭としては、ちょっと、把握できていない状況です。

【大西会長】

チラシを持ってそちらの方へ行かれるということはあるんですかね。そういうことはなかったですか。

【河野委員】

すみません、この4月から担当しているので申しわけありません。

【大西会長】

市の窓口のほうにはそういうのを持ってこられたということは、実績としてどうなんでしょう。

【事務局】

特に統計等をとってはいないんですけど、相談に来られたときに、チラシを持ってこられた方もいらっしゃるし、チラシを見て電話しましたということで、お電話受けたことは、何件かございました。

【大西会長】

せっかくチラシを入れているわけですから、その効果というか、効果測定も必要かなというように思うんですけども。それが今ちょっとハローワークさんにお聞きしましたが、いろんなところで波及していくような効果がないと、ポスティングとか同封しても、広がりがないかなかなかうまく支援ということにはつながっていかないのかなというようにもするんですけども。それでちょっとお聞きさせてくださいと。

【河野委員】

効果がどうかとわかりませんが、平成30年度の枚方の常設窓口の支援対象者として、全員数としまして、274人対象者なんですけども、その中の母子、父子対象者につきましては、26人が支援対象と把握しているんですが。

【大西会長】

26名の方が相談に見えたということですね。

【河野委員】

はい。そうですね。

【大西会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

【事務局】

やはりハローワークさんのマザーズハローワークは、駅から直結していきやすいというのがありまして、割と行っておられると思います。

子どもさんと一緒に行っても、遊ぶスペースもありますので。

【大西会長】

利便性が高いほうがやっぱり相談に行かれる方は行かれるでしょうね。やはり。

どうでしょう、ほか。

【仲委員】

今の話ですが、利便性がいいのでということで、ハローワークさんのほうで平成30年度に26名の方が相談に行かれたという数字はどうなんですかね、高いんですかね。低いんですかね、今までのデータからいったら。

【河野委員】

データがないので。申し訳ございません。

【仲委員】

市の相談は、平成30年度のデータはわかりますかね。

【事務局】

就業相談ですか。

【仲委員】

利便性が高い割には年間26人は少ないなとは思いますが。

【大西会長】

今、全体的には、どうですかね、相談って割と。

【河野委員】

市役所内の生活保護の方々が圧倒数を占める状況でございまして、どうしてもそんな中、274名中

149 名が支援対象で半分近くかなという状況です。そんな中で、父子・母子家庭の方を 26 名支援させていただいたという状況でございます。

【事務局】

ひとり親相談の全件数 885 件のうち、就職ですとか、転職、あとは資格取得、職業訓練に関する相談に来られた方の件数は 87 件となっております。

【大西会長】

生活ということになりますと、就労と生活とバランスをいかに保つかということが生活支援ということで生活になりますから、それを支援するという中の 1 つには、必ず就労とか仕事の話が入ってくるもんですからね。ありがとうございます。

【枝村委員】

24 ページの（1）の能力開発のための支援の充実ということで、自立支援教育訓練給付金で、一部の講座について、令和元年度からですけれども、支給年数の延長とか、上限額 20 万円から 80 万円に引き上げられたということで。ここら辺の情報は、手引書とかの役目が大きいですよ。

それを、ひとり親家庭の方とか、就労のために資格取ろうとか思っておられる方にも、効果的に情報を公開して伝達するとして、「ひとり親の手引き」には、そういう額とかについては、余り書いていなくて、こういう重要な情報をいかにしてどこに記載して、もれなく伝達するかということはずごく重要で、保育料無償化の件とか、いろんなことで、非課税世帯の限度額の情報とか、支給の問題とか情報をうまく伝達する、どこにどう記載して、ひとり親家庭の方とか、一般の人も含めて、これから離婚しようとするような人も含めて、情報を伝達するかということは、すごく重要になってくるので、ちょっと私、枚方市のひとり親家庭の手引きにちょっと薄っぺらい感じがするので、そこら辺の新たに変化するときは特に重要にどこにどういうふうに記載して広報するかということが必要かなと思いました。

以上です。

【大西会長】

ありがとうございます。

【事務局】

まず、お電話で取得希望する資格についてご相談があったときに、大まかなことはお伝えしています。専門学校でもかなり説明されていて、申請が増えています。

また周知方法で、どんなやり方があるかなんですけれども、「ひとり親応援マップ」などに QR コードをつけて見られるようにしたほうがいいのか、いろいろご意見があり、検討する必要があると思います。

ただ、申請件数は増えています。

【枝村委員】

例えば、こういう情報というのは、ひとり親家庭とかだけではなくて、資格を取ろうとする人だけ

ではなくて、やっぱり広報として、広くこんな制度になってますよというのは、どっかに明示しているか、見える状態にしといたほうがいいと思うんですよ。スマホを持っている人だけではなくてね。

【大西会長】

あらゆる方がホームページでも上げているわけですよね。それから、こういう手引きのような紙媒体もあって、いわゆる1つで広報するのではなくていろんな形でいろんなもので広報する、チラシもそうです、パンフレットもそうだと思いますけど。そういったいろんなメディアをフル活用していくことが大事なのかなと思いますね。

以上です。

では、次、施策目標3 養育費確保と面会交流の支援というところで。

【井上委員】

同じく私も弁護士なもので、法律相談を受けたとき、弁護士費用の件なんかもあわせて説明することは必須なわけで、弁護士費用に関する内容がちょっと出ておるところ、29 ページの一番下の点なんです。

これは要は、生活資金、養育費取得の裁判費用については貸し付けを行うというふうな手続だと思わんですけれど、一定の要求のこと。大体の記憶が確かだったら、第1次するときからこの話、この内容、項目から出ておって、私たしか、法テラスとかそういったものがあるから、なかなか使い勝手としてはどうなんだろうかねというふうなお話をした記憶があるんですが、第1次、第2次、第3次を通じてこの項目、貸し付け実績ってありましたか。

【事務局】

いや、ないと思います。

【井上委員】

ないですよね。ないのはなぜかということを考えておったんですけれど、そこで今後申請がなかったら引き続き制度の周知を行うという話になっているんですが、具体的に周知とはどのような周知を行っているのか、特に弁護士のほうに法律相談を実施していますよね。弁護士によって、養育費の質問が来ましたということになったら、弁護士費用については、こういう貸し付けがありますよ、上限は幾らで、いついつまで借りて、返済状況はどういうふうなものですから、相談のときに弁護士費用の説明ができたなら、こんな説明してあげてくださいねというような、そういった周知をされていますか。

【事務局】

いや、まだ行っていません。

【井上委員】

利用実績はなぜないのかというと、相談員がこれを知らないからじゃないですかね。具体的に周知というと、どういうふうな周知をこれまで行われてきたか、誰に対してどういうふうな周知を、どんな機会に行われたと。

ただ、恐らく、その相談される弁護士さんは、これは枚方市が一本釣りで引っ張ってきている弁護士ではないんですか。

【事務局】

今、広聴相談課に来られているのは、大阪弁護士会から輪番で来ておられる弁護士の方です。

【井上委員】

日替わりで全部違う弁護士が次から次へ来ているという状況ですか。

【事務局】

広聴相談課はそうですね。

男女共生フロア・ウィルは、女性弁護士が4人で、月4回違う曜日・時間帯に固定で来ていただいています。

【井上委員】

4人の先生がこの制度をそのときに、法律相談のときに説明して、こういう制度があるから使いますよ、法テラスを使うか、いろいろ貸し付けの費用ってのはあるんですけど、こういう制度が使えますよということを話してもらって、何もそういう利用実績がないということなんですか。

【事務局】

法律相談は、お一人の方、年に1回30分の相談なので弁護士の費用の貸付のところまでは実際にはいかないかなと思います。

【井上委員】

依頼者の立場からすると、将来どうなるかということと同じぐらい、弁護士にいくら取られるんだろうという思いが強くて、最初のときに、先生に頼んだら幾らかかるんですかねということを気にしない依頼者っていないんですよ。弁護士からすると、その上で、30分の中で、必ず弁護士費用に関する概算とか見込みとかそういったお話はされるんですわ。違いとかかえって問題なんですね。

【事務局】

ご希望があれば事務所のほうにかけておられますよね、この先生、今、市の相談に受けて、その先生にまた聞いてもらいたいという方は、ご自身で弁護士事務所にかけて。

【井上委員】

その4人の先生方はこの貸付制度を皆ご存じですか。

【事務局】

たぶん、ご存じないのではと思います。

【井上委員】

でしょうね、だと思います。私も自治体とか法律相談は何度か受けて、自治体から貸し付けの制度がありますよというような周知を受けたことがないので、であれば、周知を行うべきは、その皆さんではなく、相談する弁護士に対してどの程度明確に周知ができているかということが一番大事になってくると思うんですわ。だから、今後引き続き制度の周知を行うというのであれば、まずは正直、弁護士が相談受けます、相談する窓口のここにこういう貸付制度がありますので、ご相談くださいというようなペーパーを置いて、先生、もし養育費の話が来たら、これ見てくださいねというような、そこに対する周知がないと恐らく、もう1次、2次、3次で一切なかったのは、恐らく4次5次になっても絶対ないと思います。となると制度があるだけって話になりかねないので、そっちの話を一応検討いただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【井上委員】

このあくまで養育費取得の裁判費用だけなんですね。

【事務局】

生活資金貸付の中に、配偶者のない女子、男子となって7年未満で養育費取得の裁判利用となる、とする資金ですね。

【井上委員】

一般に離婚事件を受けたということであると、そもそも相手が離婚に応じない、離婚に関して話をしなければいけない、さらにさらに、相手が不徳、不貞行為とか暴力とかがあったら、離婚に加えて慰謝料の話もしなければいけない。さらに相手の財産、婚姻中に構築した財産も分けるため、財産分与の話もしなければいけない、親権の指定もしなければいけない。その親権の指定がやっと解決したら、養育費の話もしなければいけないと、離婚の話があると盛りだくさんなんですけど、そんな中でも、貸し付け対象となるのは養育費のみですか。それは、なぜですか。

【事務局】

ひとり親家庭を対象とした貸し付けになっているので。

【井上委員】

離婚していないということは、対象じゃないから。なるほど。

【事務局】

と解釈しております。

【井上委員】

時々もう一つあるのは、離婚しました。例えば、何年後かに子どもがちょっと逃げ出してきて、ど

うしてもお父さんのところでは、暴力振るわれるから私そっちに行きたいというのは、じゃあ親権者を変更して、その親権者を変更してひとり親になって養育費を、自分たちが引き取るから養育費をくださいというような話も出たりするんですが、そうなっても親権者変更手続と養育費が重なるような場合についても養育費のみというような感じですか。

【事務局】

具体のケースがないので。

【井上委員】

そういった場合もあるので、ちなみに貸し付けに関して、こういうふうな場合はこんな形でここまで貸し付けますといったマニュアルというものは整備されていますか。

こういう事情とこういうケースについて、こんな形で幾らまで貸し付けますというような。

【事務局】

弁護士費用の生活資金なんですけど、月額 10 万 3,000 円ということで、この養育費の取得のための裁判費用は 12 カ月相当に一括貸し付けが可能です。

【井上委員】

12 回 120 万円。120 万円を上限としてということだと思うんですけど。

【事務局】

上限は 240 万円なんですけれども、裁判費用が 12 カ月相当で一括貸し付けが可能ということが示されております。

【井上委員】

養育費の支払い請求で 120 万円取るような弁護士は、そうそういないと思うんですけど、上限ですよ。

あるいは弁護士費用も幾らまでということも、それも弁護士費用の相場とかを調査した上でじゃないと貸し付け業務というのはできないと思うんですけど、だって、弁護士が 120 万円まで貸し付けてもらえるんやったら、弁護士を 120 万円ねとかいうようなあくどい弁護士もおらなくは限らないんですけど。そんな貸し付けができるわけないので、だからじゃあ具体的にどんなケースだと幾らまでというようなところまで、明記しておかないと弁護士に勧められないんですよ。

逆に言うと、そこまで構築した上でこんな制度ができますよという案内をしないといけないのであれば、恐らく、今のままだと 1 次、2 次、これは恐らくまずないと思いますから、そこまで制度を設計して積極的に弁護士に使うように求めていくのか、あるいは、無償貸し付けは、弁護士費用の貸し付けの手続というのは、法テラスがしっかりやってくれてるから、それ以上うちとしてはやる必要がないというのであれば、むしろ削除してしまってもいい、どちらかだと思うんです。

【事務局】

貸し付けについて、ちょっと説明させてもらおうと思っているんですけども、ちょうどこの児童福

社専門分科会の中の、母子福祉審査部会というのを設置させてもらっていて、その生活資金の養育費取得の費用につきましても、その審議対象の貸し付けとなっていますので、もし申請がありましたら、その審査部会で審議をしていただき、ご意見いただいた上で、決定するという流れになっています。

【井上委員】

となると、やっぱり時間がかなりかかる。

【事務局】

かかります。この分科会の一部のメンバーで審査部会を開催しないとイケない。

【井上委員】

それはかなりしんどいそうですね。何カ月かかるような感じ。

貸し付けじゃなくて、給付だったら何カ月か待ってもやりましょうよという話にはなるかもですけど、恐らく、貸し付けのセットでそこまでなってくると、恐らく使えそうになさそうかなという気はしています。

【事務局】

母子父子寡婦福祉資金は、国の制度なので、勝手に変更できないので。

【井上委員】

他の自治体での貸し付け実績などは調べてはらへんのですかね。

【事務局】

余り聞かないですね。

【井上委員】

そこも含めて取れるかですね。

【事務局】

いろいろ生活資金のことも含めて、ご相談をお聞きする中で、後々に借金を背負わせていいのかというご相談がありますので、違う方法を考えるほうが多いですね。

【井上委員】

わかりました。ちょっと利用としてはいろいろ問題があるかなと思ったんで。

【大西会長】

委員がおっしゃるように、国の制度でしたら、もう少しきちっと制度設計、根拠があるはずなんです、もう少しそれを具体で推進する方向で物を考えていかないと、いかんかなというふうに思うんですよね。このままやったら、委員がおっしゃるように、絶対利用度ゼロですからずっと。第一どうい

うように、何をどれだけ使っていいかわからないわけですからね。だから、そういうあたりのところをもう少しこれを維持・推進というところにも入ってますので、今後の取り組みを少し考えていってもらいたいと思うんですね。

ありがとうございます。

【枝村委員】

これに関連して、先ほど弁護士の法律相談っていうのは、相談者一人に対して、年に1回30分、さっき30分っておっしゃったんですけど、一体何を離婚前にいろんなごたごたを考えておられる女性とか男性とか、30分で一体何を相談してできるんかということを考えて、しかも年1回。

【事務局】

法律相談はですよ。女性相談の分は何回でもそれは受けておられて、最後の法的な部分のことだけを今、一応そういうふうにしています。

【枝村委員】

でもすごくその限定というのは厳しいですよ。お金のないひとり親家庭とか、離婚前の苦しい女性にとっては、その30分なんて、ええっと思うぐらいで。

【井上委員】

弁護士も30分で相談聞かれた後、追加相談がありますといたら、じゃあちょっと次はこっちの事務所でということも、まあまあそれなりには多いですので。

【事務局】

法テラスに切りかえてくれてはるみたいなんですよ。

【井上委員】

それだと、同じ法律相談、さらに2、3回いけますので、そのあたりは、30分で終わったからもうあんたとは一生口聞かんみたいなのそんな弁護士もそうそうはいないと思います。

弁護士の法律相談って大概30分刻みがね。

どこもそうです。

【枝村委員】

事務所とか行ったら、やはり相談費用がかかりますよね。

【井上委員】

だから、その相談費用を法テラスに切りかえてという手続があるんですよ。法律相談だと同じ3回さらに3回、30分ずつ、それは法テラスという国の機関が、弁護士費用を出してくれますんで、本人への自己負担はないです。

【大西会長】

そういうことも総合的に、利用者の方といたしますか、その方がわかるように、やっぱりちょっと説明しとかなないと、やっぱりさっきみたいに、1回こっきり1年間に1回こっきり30分って言ったなら、そんな冷たいとしかならないんで、やっぱりそういうような組み合わせの仕組みみたいなものを、連携の中で最大限どういようなことができるのかと言えば、見通せるように利用者が制度を利用するということが大事なことなのかなと。そしたら、提供する側からいったら、ちゃんと見通せるような提供の仕方をしていかないとあかんのかなと思うんですよね。少しその辺のあたりも継続・推進になっておりますので、少しお考えいただきたいというようにことですけど。

済みません、ちょっと時間のほうが過ぎてしまってます、次、施策目標の4というところで、経済的支援のところ何かございますでしょうか。

これも後の貸付資金とかの絡みも少しはあるとは思いますがね。よろしいでしょうか。

幼稚園就園奨励費補助金、このあたりよろしゅうございますか。充実強化の事業ですか。

【事務局】

この幼稚園就園奨励費補助金が、この10月からの幼児教育・保育の無償化によって、なくなります。

【大西会長】

なくなるんやね。

【事務局】

無償化になれば、就園奨励のお金出す必要なくなってくるので、これは今後なくなっていく制度です。今年度が最後になります。

【大西会長】

ありがとうございます。

それでは、次、最後のところですが、施策目標5ひとり親家庭を支える環境の充実というところですが、何かご意見ございますでしょうか。何かありますでしょうか。

やはり、そこにもありますように、(1)の情報発信機能と相談機能の強化及び相談支援体制の充実ということを上げていますので、とにかく情報を利用者に本当に見える形で、使いやすい形で情報提供をすると、そしてあらゆる機会に情報提供していくと。1回したから終わりじゃなくて、もう何度でも何度でも同じ内容でも、どんどん伝えていく、そのメディアも多様化していくということが大事かなというように思いますので、そういうあたりでここ再掲ということになってますけれど、これに重点を置いて、情報の提供なり、支援体制っていうのを図っていただきたいというように思いますね。

ほかよろしゅうございますか。

【川元委員】

11 ページのところ、こんにちは赤ちゃん事業のところなんですけども、枚方では新生児が3,000人をきっておるんですけども、この訪問の家庭数が2,132件ということになっているので、あとのと

ころを訪問できていないということなのでしょうか。入院とかで。

【事務局】

あとのところにつきましては、保健センターのほうで、新生児訪問事業というのがありまして、保健センターで、助産師さんが行く分をやっているんですが、それを除いた分をこんには赤ちゃん訪問で行っているという形をとっておりますので、一応、全数行くようにはしております。

【川元委員】

そうですね。わかりました。ありがとうございます。

【大西会長】

よろしいですか。何かあれば。

【枝村委員】

経済支援のほうで、今回8月の現況届の件のときに、既婚のシングルマザーに1万7,000円の臨時支給があったんですけど、あれの事前の手渡し方、情報の周知の仕方とか、あと非婚の、実婚状態にあるとか、妊娠しているとか、何回訪問して、男性がいるとか、そういうような、ほかの自治体ではちょっとトラブルがあったようなので、枚方市では苦情とかそんなありませんでしたか。いろんなアンケートを書かすとか、自己申告さすとか。

【事務局】

担当課にちょっと聞いておきますが、宣伝については広報等に載ってたと思います。

【枝村委員】

一応、枚方市も児童扶養手当の申請時期に同時に1万7,000円の申請をされたわけですね。

【事務局】

それはそのときにするというので。

【枝村委員】

それで、人権侵害にならないように、いろいろと配慮し、今後ともお願いしたいと思います。

あと、あれは臨時だったので、住民税が非婚の方にみなし寡婦というようなところ辺で、上乗せ、限度額160万円か170万円とかいろいろラインがしていると思うんですが、大阪市の住民税のあれの情報を見たら、7月の、11月の段階で離婚家庭も非婚家庭、シングルの方も135万円の変動額で、非課税世帯を設定するみたいな、変更が、情報がでてたんですけども、住民税のそういうみなし寡婦をやめて、そういう一律、こう上げて、同じようにするみたいなことは、枚方市の今後の税制とか、住民税の改革というのがありますでしょうか。情報として。ちょっとこれ違うんですけどね。

【事務局】

税に関しては、基本的に多分、国であるとか、地方税法に基づいてやっていますので、なかなか市

独自でそういう形は難しいのかなど。みなし寡婦控除の取り組みというのは、税当局よりも、税によって成果の提供が変わるといふ、それぞれの担当部署がそこをどう考えるかというふうな対応に現実的にはなってますので、例えば保育料ですと、私どもが、この部署でやっているんですが、みなし寡婦控除、適応して、負担を高くならないようにということはやっているんですけども、それはむしろ全部の部分ではなくて、それぞれの事業をやっているところの取り組みという形の対応になってくるのかなというふうに思います。一番いいのは、影響受けるのは、国の動向ということやね。国も一応そういう方向には向かってます。

【大西会長】

それでは、進捗状況については、これぐらいにさせていただいて、続きまして、報告のほうの案件で、先ほども少しありましたけども、母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

[案件「母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について」を、資料2に基づき説明]

【大西会長】

ありがとうございます。

ただいま事務局から、母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について、説明いただきました。

ここまでの説明につきまして、何かご意見とかご質問ございますでしょうか。

貸付資金の審査部会の話がありましたですけど、一定額以上の場合に審議するということになってましたですね。

【事務局】

対象となる貸し付けが、事業開始資金の発生、次に事業継続資金の貸し付け、3つ目が100万円を超える住宅資金の貸し付け、4番目は先ほどの案件でも話がありました、単独貸し付けの申請による生活資金の貸し付け、その他市長が必要と認めるものとなっております。それが審議対象となっております。

【大西会長】

だからその審議対象となっている案件がなかったということで、今のところは開かれていないということになります。

いかがでしょうか。

過年度分がなかなか返ってないというのはつらいところですね。

【事務局】

そうですね。これはまだ枚方市に権限がおりてくる前の大阪府が貸し付けをしていたもので、もちろん債権ごと移譲したと同じなので、この徴収は市がしないといけないという形になります。

【大西会長】

ちょっとつらいことですね。

【事務局】

特に過年度分が要は滞納になっている分ですので、なかなかちょっと、現年度分はまだ入ってくるんですけども、過年度分になってくるとなかなか困難な状況になっています。

【大西会長】

滞納者との接触というのはずっとはできているんですか。

【事務局】

平成 30 年度につきましても、約 50 件の債権について、順次訪問を行っております。あと、過年度分の対策としまして、今年度から民間の弁護士事務所への債権回収委託を一部実施しております。うちのほうで、督促や催促を送った、それでも返済していただけなかったような債権について、民間弁護士事務所へ債権回収の委託を行っています。

【大西会長】

ありがとうございます。そういう現状ということになっております。

何かご質問ございますか。ほかに。現年度分がかなり 90%の回収というのは、これはだんだん上がってきているというのはいいですね。

何かございますか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。非常に活発なご議論いただきまして、まことにありがとうございます。大変恐縮なんですけど、議論につきましてはこれぐらいにさせていただきたいというように思います。

本日は委員の皆様からさまざまな貴重なご意見をいただきまして、事務局においては、今日あげられました委員の意見を踏まえて、計画の基本理念にもありますとおり、「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望をもって生活できる」よう、地域、事業者、関係機関、行政等が連携協力して社会全体で支えていく環境づくりに取り組んでいけたらというように思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというように思います。

それでは、次第の 3 でその他ということがありますが、事務局から何かございますか。

【事務局】

委員の皆様にご意見をいただきました第 3 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画につきましては、令和 2 年度末に計画管理の終期を迎えます。このため、今年度末から次年度中にかけて、次期の第 4 次計画の策定作業を行っていく予定としております。第 4 次計画の策定に向けましては、大変恐れ入りますが、今後改めて本分科会にご審議いただきたいと思いますと考えておりますので、委員の皆様には後日、また分科会の案件等につきまして、調整のほうさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料等につきまして、ご不明な点がございましたら恐れ入りますが、11 月 22 日金曜日までにメールか電話などによって事務局、子ども青少年政策課までご連絡いただけますようお願いいたします。

あと、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した後、皆様に、メールまたは郵送でお送りをさせていただきます。皆様にご確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【大西会長】

ありがとうございました。

それでは令和元年度の第1回の児童福祉専門分科会を終了いたします。

どうも本日はありがとうございました。